



青森産業保健推進センター 産業医学担当相談員

秋田看護福祉大学 看護福祉学部長・教授 三田 禮造

## 新型インフルエンザと産業保健

新インフルエンザの発生に対する対策が産業保健の現場でも求められており、産業医等産業保健関係者に対して「新型インフルエンザ対策 についての産業保健研修会」が労働者健康福祉機構により平成20年9月10日に開催されました。青森産業保健推進センターからは中路相談員、福原相談員と私が受講して来ました。この研修会は産業保健に係わる者に、新型インフルエンザに関する最新の情報を提供するとともに具体的な感染予防のための対策について理解を広めることを目的としてなされたものであり、更に同様の研修会が全国の産業保健推進センターにおいても今後実施する予定とされています。

既に事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドラインは厚生労働省より示されております（平成19年3月26日、改定案2008年7月30日）

ここでは研修会における講師の講演から事業者・職場における対応に関するいくつかの点を整理してみます。

### 1. 新インフルエンザとは

過去に私たちは世界規模でのインフルエンザの流行（パンデミック）を経験しております。特に1918年のスペイン型インフルエンザは世界中で2千～4千万人の死者を出したと言われています。その後1957年のアジア型、1968年の香港型のパンデミックを経験しそれぞれ2百万人、百万人の死者がでております。その後パンデミックは起きておりませんが、鳥インフルエンザの人への感染がアジアを中心に世界各地で発生し、高い死亡率を認めており、新たなインフルエンザの流行が懸念されています。

#### よくあるご質問

- Q: 新型インフルエンザは本当にくるのか？  
A: パンデミック（地球規模での流行）は、起きるでしょう  
おきないという保証はありません
- Q: いつ？  
A: いくつか握っているさいころを振り続けているようです
- Q: 規模は？致死率は？  
A: スペイン型インフルエンザなみ？大？小？  
明確な回答はありませんが  
悔って小規模に備えることはないでしょう

国立感染症研究所 産業保健推進センター

#### 新型インフルエンザガイドライン

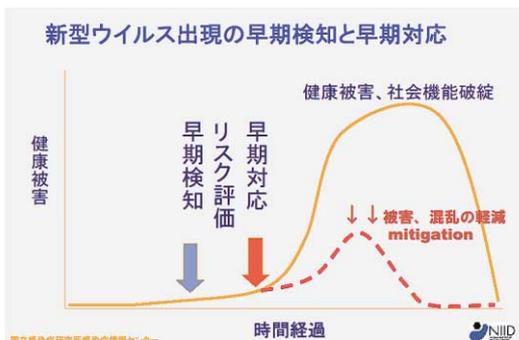
- 新型インフルエンザ  
過去数十年に人が経験したことがないHAまたはNA亜型のウイルスが、人の間で効率的持続的なヒト-ヒト感染により伝播してインフルエンザの流行を起こした時にこの言葉を用いる

翻訳:

過去数十年に人が経験したことがないインフルエンザウイルスによる流行が生じたとき、「新型インフルエンザの流行」という

新たなウイルスではなく、遠い過去に流行したインフルエンザウイルスの再来でも「新型インフルエンザ」とよぶことになる

国立感染症研究所 産業保健推進センター



ある感染症(新型インフルエンザに限らず)が流行した時に、よくある感染症もはやり始めたら、**ダブルパンチ・トリプルパンチ!**

- ポリオ(小児まひ)
- 麻疹(はしか)、風疹
- 結核
- ジフテリア、百日咳、破傷風
- 日本脳炎
- ムンプス(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)、
- ヘモフィルスインフルエンザ、肺炎球菌
- 慢性疾患のコントロールもお忘れなく!

## 2. 事業所・職場におけるインフルエンザ対策

職場における感染予防は、職場における安全配慮義務の上からも十分に考慮されなければならないことであり、企業の事業継続にも影響を与える問題となります。しかしながら、本邦における企業の対策は十分にされていないのが現状のようです。企業では危機管理体制を構築し、産業保健スタッフのみならず関連部局が協力し対応に当たることとなります。勿論、職場における健康教育は新型インフルエンザを含めて実施されていなければなりません(飛沫感染対策、新型インフルエンザに関する正しい情報の提供等)。

### 事業者・個人のできる感染予防策

- **ヒトとの距離の保持**
  - ヒトとヒトの距離を保持する(飛沫感染する1~2m以上)
  - 不要不急な外出を控える、不特定多数の者が集まる場に行かない
- **手指衛生**
  - ウイルスに触れた手で、自らの口、鼻、目を触れない(接触感染防止)
  - 水、石鹸による手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒
- **咳エチケット**
  - 咳をする際、ティッシュなどで口と鼻を覆い、ウイルスを飛散させない
- **職場の清掃・消毒**
  - 感染者が飛散又は付着させたウイルスを取り除くため、ヒトがよく触れるところを清掃する
- **通常のインフルエンザワクチンの接種**
  - 通常のインフルエンザワクチンを接種し、流行時の医療機関の混雑緩和に資する

厚生労働省健康局長官邸新型コロナウイルス対策推進室 20

### 新型インフルエンザ時に求められる事業者の役割

1. **感染を拡大しない**
  - 症状のある従業員等の出勤停止
  - 社内における感染予防策の徹底
  - 不要不急の業務の休止、自粛  
→ 感染源とならない
2. **社会的責任を果たす**
  - 社会機能の維持に関わる事業の継続
    - ライフライン維持(電力、水道、ガス、金融など)
    - ライフライン維持の活動をサポートする事業
  - 社内の感染予防策を徹底しながら事業継続

厚生労働省健康局長官邸新型コロナウイルス対策推進室 26

### 事業継続計画のポイント

- 活用できる資源に制限があると認識し、**継続すべき重要業務を絞り込む。**
- 各重要業務の担当ごとに、**どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討を進める。**
- 重要業務の継続に不可欠で、継続の制約となりにかねない**重要な要素(ボトルネック)**を洗い出し、重点的に対応する。
- 事業に著しいダメージを与えかねない**重大被害を想定して計画を作成する。**

厚生労働省健康局長官邸新型コロナウイルス対策推進室 29

### 事業継続とともに求められるもの

- **生命の安全確保**
- **二次災害の防止**
- **地域との協調・地域貢献**
- **共助、相互扶助**

厚生労働省健康局長官邸新型コロナウイルス対策推進室 35

## 3. まとめ

近い将来、新型インフルエンザのパンデミックが予想されており産業保健の立場からも対策が求められています。企業では新型インフルエンザが発生し従業員が罹患するような事態になったとしても経営責任から、又社会機能維持のため事業活動の継続が求められます。新型インフルエンザへの具体的対応策を現時点で構築しておく必要性を理解して下さい。